

鹿児島市潜在保育士等就職奨励金に係る Q & A

連番	カテゴリ	質問	回答
1	概要	「潜在保育士」とは、どういう者か。	保育士資格を所持しているものの、現在は保育士として就業していない方のこと。 保育士としての勤務経験があるが現在は離職している方、資格を取得しても一度も保育士として勤務したことがない方も含まれる。
2	要件	保育士のみが対象となるのか。	鹿児島市内の私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において、保育士、保育教諭または幼稚園教諭として従事される方を対象としている。
3	要件	産休・育休・傷病による休職期間は離職期間に含まれるのか。	離職期間には含まれない。
4	要件	産休・育休・傷病による休職期間は保育所等への在籍期間、継続して業務に従事する期間に含まれるか。	保育所等への在籍期間には含まれるが、継続して業務に従事する期間には含まれない。
5	要件	育児休業からの復職後、育児短時間勤務や部分休業となり、勤務時間が月60時間以下となる場合は、対象外となるのか。	申請時に勤務時間が月60時間以下であれば対象外となる。
6	要件	対象要件の1つに「本市内の認可保育所、認定こども園や小規模保育事業所に勤務していた場合は、離職後1年以上経過」とあるが、企業型保育所や、2、3号を預かっていない幼稚園や療育施設に勤めていた場合は離職後1年以上経過している必要はないということか。	企業型保育所や、2、3号を預かっていない幼稚園や療育施設（本市内の認可保育所や認定こども園以外）に勤めていた場合は離職後1年以上経過している必要はない。
7	要件	新卒者は対象となるのか。	対象要件を「保育士資格、幼稚園教諭免許を取得し1年以上経過した者」としているため、卒業後すぐに保育士等として就職した新卒者は対象とならないが、資格を取得して卒業後に保育所等以外で就労していた方、または職歴がない方が資格取得後1年以上経過した後に保育所等で保育士等として新たに就職した場合には対象となる。
8	要件	採用後数ヵ月間は勤務時間が月60時間以下だが、その後に月60時間以上勤務する予定の場合、対象となるのか？	月60時間以上の勤務へ切り替わった後に申請していただければ対象となる。
9	要件	ハローワークや保育士紹介の業者経由で採用された者も対象となるのか。	対象となる。
10	申請	申請方法はどのようになるか。	要綱に定める必要書類を準備し、申請者本人がオンラインにて申請する。
11	申請	申請の際の必要書類に保育士証または幼稚園教諭免許状の写しがあるが、保育教諭はどちらを提出すればよいのか。	両方とも提出する。
12	補助内容	対象者への支払時期や方法についてはどうなるのか。	申請から3ヵ月以内に市が申請者本人の口座へ振り込む。

※この Q & A は随時更新します。